

東京都の診療所版の医療措置協定書です。

黄色マーカー部分及び1～42は、医療機関ごとの情報が記載される項目です。

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る 医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第36条の3第1項に基づき、東京都知事（甲）と医療機関の管理者（乙）は、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定に基づく医療措置の内容は、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を想定している。新興感染症発生・まん延時において、協定の前提・内容（事前の想定）とは大きく異なる事態の場合は、国においてその判断を行い、状況に応じた機動的な対応を行うとされており、この場合には必要に応じて協定の内容を見直すこととする。

また、協定上の平時からの準備や実際の新興感染症発生時の医療機関に対する医療措置実施の要請については、医師会等関係機関とも連携して進めていくものとする。

（目的）

第1条 この協定は、感染症法上の類型による新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置のうち、別記記載のものを講ずるものとする。

- 一 発熱外来の実施
- 二 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察
- 三 医療人材派遣

（個人防護具の備蓄）

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、別記別表（三）に記載するとおり、乙が備蓄に努めることとする。

※ 備蓄量・品目、備蓄の運営方法等の詳細は、「感染症法に基づく「医療措置協定」協定締結等ガイドライン」の4（2）「協定のひな形について」第4条の解説（13ページから16ページまで）を参照すること。

※ 備蓄した个人防护具については、別記別表（三）に記載する数量を維持するよう努めること。なお、平素から備蓄物資を有効に活用する観点から、備蓄物資を順次取り崩して一般医療の現場で使用し、かつその分を補充するなど、回転型の運営をすることができる。

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、東京都の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

- 2 甲は、第3条第1号に掲げる措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。（ただし、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から講じた当該感染症に係る医療を提供する体制が、甲が別に定める基準を満たしている場合に限る。）
- 3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

- 第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。
- 2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。
 - 3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

協議に合意いただいた時期により始期が異なります

（協定の有効期間及び変更）

- 第7条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。
 - 3 第3条に定める内容その他この協定の内容を履行し難い状況が生じた場合、乙は甲に本協定の解約を申し出ることができる。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認

めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

※ 詳細は、「感染症法に基づく「医療措置協定」協定締結等ガイドライン」の4（2）「協定のひな形について」第8条の解説（18ページ及び19ページ）を参照すること。

（協定の実施状況等の報告）

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、甲が指定する方法により、速やかに当該事項を報告するものとする。

（平時における準備）

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

（疑義等の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

電子署名での締結を選択された場合には、赤字の文が記載されます。

協定締結（確定）日
または

令和6年4月1日

書面での締結を選択された場合には、青字の日付が記載されます（第7条の有効期間の始期と一致します）。

甲乙の双方が確認同意の上、電子契約サービス事業者により当該電磁的記録に電子署名が付されたときとする。

※どちらを選択しても、有効期間は第7条のとおりで変わりません。

甲 東京都知事 小池 百合子

乙 医療機関名：法人名（ない場合は空欄）
医療機関名

保険医療機関番号： 131_____

住所：東京都〇〇〇 〇〇〇〇〇

（住所の長さによって2行目は空欄）

管理者氏名：〇〇 〇〇

別記

協定締結対象外の項目及び特記事項に記載事項がない場合には「－」を記載

一 発熱外来の実施

(一) 発熱外来の対応

対応時期 (目途)	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容 (対応人数)	1 対応可能人数を記載	発熱患者の対応人数：○人／日 2 または対応可（参考記載を希望した場合）
特記事項	3 かかりつけ患者に限定する場合（初期以降のみ）または小児患者の診察が可能な場合記載	小児の対応可 4 かかりつけ患者に限る

(二) 検査の実施能力（自院で検査の分析まで行う場合のみ記載）

対応時期 (目途)	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容 (実施能力)	5 対応可能件数を記載	検査（核酸検出検査）の実施能力： ○件／日または対応可 6

※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねるものであり、医療機関内で検体の採取及び核酸検出（PCR等）の検査を行う場合のみ該当する（外部委託によるPCR検査や抗原検査は含まない）。また、全国的に検査の実施環境が整備されていること（新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、核酸検出検査の実施に必要な検査試薬等が流通し医療機関が利用できる状況にあるなど、医療機関の責に帰すべき理由によらず検査が実施できない環境にはないこと）を前提とする。

二 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応可能な時期に応じて、①または②を記載

対応時期 (目途)	①流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）から対応 または ②流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内） 7
対応の内容	別表（一）のとおり

※ 電話／オンラインによる診療については、新型コロナウイルス感染症における「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）と同様の特例措置が適用された場合を前提とする。

対応可能な時期に応じて、①または②を記載

三 医療人材派遣

対応時期 (目途)	①流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）から対応 または ②流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内） 8
対応の内容	別表（二）のとおり

※ DMAT等については、DMAT等協定(改正医療法第30条の12の6の規定に基づく協定) を参照

自宅療養者に対してのみ往診
が可能な場合の記載例

別表（一）

	電話診療	オンライン診療	往診	健康観察
自宅療養者	9	10	実施11	12
宿泊療養者	13	実施可能な対象と項目の ところには「実施」と記載 （人数は参考のため、記載 しない）。	—15	16
高齢者施設	17		—19	20
障害者施設	21		—23	24
特記事項	自宅療養者への医療の提供等は、かかりつけ患者に限る25 高齢者施設への医療の提供等は、嘱託医または協力医療機関となっている施設に限る 障害者施設への医療の提供等は、嘱託医または協力医療機関となっている施設に限る			

別表（二）

該当する場合のみ記載

		総数				
			うち日本 DMAT 有資格者	うち DPAT 有資格者	うち災害支援 ナース	
総数		26+27+28	29+30+31	32+33+34	35	
	うち医師	26	対応できる 実人員数を 記載（都外 派遣可能人 数は参考の ため、記載 しない）。	29	32	29～35は、該当がある場 合のみ人数を内数で記載
	うち看護師	27		30	33	
	うちその他	28		31	34	
特記事項		36				

その他の職種が派遣可能な場合、職種名を記載

別表（三）

（乙における〇か月分の使用量）

または （備蓄しない）

品目	サージカルマスク	N95マ ス ク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
数量	37 枚	38 枚	39 枚	40 枚	41 枚
		各品目の備蓄数を記載			41 ÷ 2 （双）
特記事項	42				

代替品を使用している場合記載
（フェイスシールドではなくゴーグルを使用する場合など）